

1 問ごとに条文を必ず確認！！

逐条都市再開発法に書き込みをする

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]30-27

正解 4

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 12 条参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 11 条第 5 項参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 16 条第 1 項参照)
4. × 事業計画の決定に先立って組合を早期に設立する場合(いわゆる「前倒し組合」)は定款及び事業基本方針を定める必要がある。(同法第 11 条第 2 項参照)

[No. 2]30-28

正解 3

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 38 条第 1 項及び政令第 4 条第 1 項第 2 号参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 38 条第 2 項及び第 7 条の 16 第 3 項の準用参照)
3. × 公共施設の変更を含む事業計画の変更をしようとする場合には、公共施設管理者又は管理者となるべき者の同意が必要。(同法第 38 条第 2 項及び同省令第 3 条第 4 項第 2 号参照)
4. ○ 設問の通りである。(同法第 38 条第 1 項参照)

[No. 3]30-29

正解 1

1. × 下水道及び水路は公共施設であり、管理者又は管理者となるべき者の公共施設管理者の同意は必要である。(都市再開発法第 2 条第 1 項第四号及び政令第 1 条、同法第 12 条 参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 2 条第 1 項第四号及び政令第 1 条、同法第 12 条 参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 2 条第 1 項第四号及び政令第 1 条、同法第 12 条 参照)
4. ○ 設問の通りである。(同法第 7 条の 11 及び同省令第 5 条第 2 項 参照)

[No. 4]30-31

正解 2

1. ○ 組合の解散時に金融機関に借入金がある時は、金融機関の同意が必要である。設問の通り。(都市再開発法第 45 条第 1 及び 3 項参照)

解 散	第 45 条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。 一 設立についての認可の取消し 二 総会の議決 三 事業の完成 2 (省略)
-----	--

	<p>3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、<u>借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</u></p>
--	--

2. × 清算人の職務及び権限、清算事務は以下の通りである。設問は価額の確定に関する記述であり、清算人でなく施行者が行う。(同法第 46 条の 4、第 47 条、第 103 条参照)

清算人の職務及び権限	<p>第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p>
清算事務	<p>第四十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。</p>

3. ○ 設問の通りである。(同法第 48 条参照)
4. ○ 設問の通りである。(同法第 49 条参照)

[No. 5]30-32

正解 3

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 21 条参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 44 条参照)
3. × 負担金についての詳細は、事業計画ではなく定款に定める。(同法第 9 条第 1 項第 5 項参照)
4. ○ 設問の通りである。(同法第 40 条及び都市再開発法政令第 21 条参照)

[No. 6]30-33

正解 2

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 23 条参照)
2. × 監事の任期は 5 年である。(同法第 25 条第 1 項参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 27 条第 4 項参照)
4. ○ 設問の通りである。(同法第 27 条第 5 項参照)

[No. 7]30-34

正解 4

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 39 条第 1 項参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 40 条及び都市再開発法政令 21 条第 2 項参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 41 条参照)
4. × 3 年ではなく 5 年である。(同法第 42 条参照)

[No. 8]30-43**正解 2**

1. ○ 設問の通りである。(社会資本整備総合交付金申請等要項 参照)
2. × 権利変換計画に定めるのは「新たな公共施設の用に供する土地に帰属に関する事項」であり、負担すべき費用の額は定めない。(法第 73 条第 1 項第二十一号、参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 99 条の 10 参照)
4. ○ 設問の通りである。(社会資本整備総合交付金申請等要項 参照)

[No. 9]30-48

1. × 都道府県知事ではなく、国土交通大臣の承認が必要。(都市再開発法第 99 条の 3 第 3 項 参照)
2. ○ 設問の通りである。(同法第 86 条第 1 項及び同省令第 39 条第 4 項 参照)
3. ○ 設問の通りである。(同法第 129 条 参照)